

第3回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和4年8月25日(木) 14:00~16:00

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法盛土への対処方策

- ・事務局より「資料3：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

【現状把握】

<立入検査>

○不法盛土は視認だけでは、盛土の中身・盛られ方や地下水の状況を調べることができないため、技術的観点から、ボーリング調査を立入検査に入れるべき。

○無許可違反の場合は現地盤位置の把握のために、ボーリング調査が必要である。

○立入検査における廃棄物処理法での解釈について、第19条に「その他の物件の検査ができる」という規定があり、この検査の解釈の中で、ボーリング調査や掘削調査ができると、行政処分の指針に明記されている。盛土規制法においても「検査」という文言が使われており、この「検査」の中に、ボーリング調査・掘削調査が含まれるとの解釈ではないか。

○宅造法の第18条に規定する立入検査を根拠に、行政職員は立入検査証を携帯して調査を実施している。目視だけでは安全性の有無を確認できない場合には、ボーリング調査を実施している場合もある。

○立入検査では、写真撮影や場合によっては動画撮影ができるということはきちんと明記いただきたい。

○立入検査でボーリング調査を実施する場合、自治体が全額負担して行うのか確認したい。
⇒現在、盛土総点検で発見された盛土のボーリング調査等の詳細調査に対して財政支援している。

<報告徴取>

○土を運ぶ運搬事業者に対して報告徴取は可能であるか。

⇒土を運ぶ運搬事業者が報告聴取の対象である占有者に含まれるか議論した方が良い。

【監督処分】

○農地の違反転用の場合、農地として耕作が再開できることが前提となるため、全撤去による原状回復を命令することが基本であることから、農地法と盛土規制法で命令内容に差がでてしまうのではないか。

⇒法律の目的の違いがある。盛土規制法は災害防止のために必要な措置であり、状況によっては必ずしも全撤去の命令とならない場合もあると考えている。

○監督処分をした場合、履行期限は設けていないのか。農地の違反転用の場合、局長通知において3か月と規定している。

⇒事例等も含めて整理していく。

⇒廃棄物処理法での行政処分の指針では改善命令を行う際に期限を必ず設けている。また、期限は着手期限ではなくあくまで履行期限と解釈している。

【改善命令】

○改善命令について、条文では、「擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる」と複数の命令内容が記載されているが、各命令での具体的な内容を示すことはできないのか。

⇒今後検討を行い、検討結果をガイドラインに反映していきたい。

【告発】

○刑事訴訟法上、告発義務がある。実務上は厳しいが、告発は義務であって裁量ではないことを認識し、ガイドラインへの記載を考えた方が良い。

(2) 今後のスケジュール

・事務局より「資料3：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上